

議案第3号

教育長専決規程の一部を改正する訓令について

教育長専決規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成20年3月5日

沖縄県教育委員会

## 教育長専決規程の一部を改正する訓令

教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会規訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる事項以外の人事に関すること。

ア 次の(7)から(2)までに掲げる職の職員の任免

(7) 沖縄県教育庁の教育管理統括監、教育指導統括監、課長、所長及び班長並びにこれらの職に相当する職

(8) 学校以外の教育機関の長、副館長、教職研修総括、学校支援総括及び班長

(9) 県立学校の校長、教頭及び事務長（沖縄県教育庁の班長相当以上に限る。）

(10) 市町村立学校の校長

イ 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関並びに県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の懲戒

第2条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 教育委員会の訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）並びに告示の制定及び改廃（特に重要な告示の制定及び改廃を除く。）を行うこと。

### 附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要の説明

総務課

### 1 件名

教育長専決規程の一部を改正する訓令

### 2 改正の経緯及び必要性

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により規定された教育長に委任できない事務について、その一部を教育長に専決させるため所要の改正を行う。また、平成 20 年度より学校を除く教育機関について、組織のフラット化及び班制を導入すること等に伴い、関係条項の改正を行う。

### 3 改正案の概要

- (1) 教育事務所及び教育機関の課長及び副所長の職名を、班長、教職研修総括等に改める。(第 2 条第 1 号ア)
- (2) 職員の懲戒以外の人事に関する事務を、教育長の専決事項とする。(第 2 条第 1 号イ)
- (3) 訓令の軽易な事項の改正並びに告示の制定及び改廃の事務を、教育長の専決事項とする。(第 2 条第 2 号)
- (3) 訓令の施行は、平成 20 年 4 月 1 日とする。

### 4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

### 5 添付資料

- (1) 新旧対照表

教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）新旧対照表	
改	正 索
(専決事項)	(専決事項)
<b>第2条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。</b>	<b>第2条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。</b>
(1) 次に掲げる事項以外の人事に関すること。	(1) 次に掲げる職員の任免に関すること。
ア 次の(イ)から(エ)までに掲げる職の職員の任免	エ 沖縄県教育庁の教育管理統括監、教育指導統括監、課長、所長及び班長（教育事務所の課長を含む。）並びにこれらの職に相当する職
(イ) 沖縄県教育庁の教育管理統括監、教育指導統括監、課長、所長及び班長並びにこれらの職に相当する職	イ 学校以外の教育機関の長、副所長（副館長を含む。）及び課長
(ウ) 学校以外の教育機関の長、副館長、教職研修総括、学校支援総括及び班長	ウ 県立学校の校長、教頭及び事務長（沖縄県教育庁の班長相当以上に限る。）
(エ) 県立学校の校長、教頭及び事務長（沖縄県教育庁の班長相当以上に限る。）	エ 市町村立学校の校長
1 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関並びに県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の懲戒	「人事」とは「身分取扱」とほぼ同意義に用いられ、職員の任免、分限、懲戒、服務その他身上一般に関する取扱いを総称する。また、「身分取扱」とは、職員の任免、給与、分限、懲戒、その他身上一般に関する取扱いを総括して表現する語。『地教行法逐条解説』より
(2) 教育委員会の訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）並びに告示の制定及び改廃（特に重要な告示の制定及び改廃を除く。）を行うこと。	(2) 教育委員会の訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）並びに告示の制定及び改廃（特に重要な告示の制定及び改廃を除く。）を行うこと。
(3) 略	(新設)
(4) 略	(2) 略
(5) 略	(3) 略
(6) 略	(4) 略
(7) 略	(5) 略
(8) 略	(6) 略
(9) 略	(7) 略
	(8) 略